

埼玉県警と「災害便乗商法に関する情報交換会」を開催！

～悪質な住宅修理業者に関する警察等との連携を強化～

日本損害保険協会 関東支部 関東火災保険不正請求対策PT（リーダー：渭原康次・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京損害サービス第二部 東京火災新種第二サービスセンター所長）では、2023年1月に埼玉県警察により悪質な住宅修理業者が特定商取引法第四条の違反（不備書面の交付）で逮捕されたことを踏まえ、同警察との連携の一環として、本事業にかかる情報交換会を開催しました。

異常気象等による昨今の災害の頻発化に伴い、埼玉県内でも悪質な住宅修理業者が災害に便乗して、「保険が使える」と言って、火災保険や地震保険などを悪用する事例が多く発生していることから、先般の県内で発生した保険を悪用した住宅修理業者による逮捕事案について、埼玉県警察と損保会社の火災保険支払担当者等を対象に情報交換会を実施しました。

当日は、埼玉県警生活安全部生活経済課から警部1名、損保業界から関東火災保険不正請求対策PTメンバーを含む保険金支払担当者16名、弁護士2名を含む総勢22名が参加し、埼玉県警察から、今般の逮捕事案に係る被害規模や捜査に至る端緒、立件に向けての検討等について解説が行われ、ついで、悪質な住宅修理業者の手口や特徴、対処方法、警察への相談にあたっての留意点等について説明がなされました。その後、参加者による活発な質疑応答が行われ、不正請求排除の取組みを推進していくうえで充実した会となりました。

当支部では、今年度、埼玉を含む首都圏3県で注意喚起チラシ・ポスターを作成するとともに、デジタルサイネージも作成し、悪質な業者排除のための消費者向け啓発活動にも注力しております。

今後も、引き続き警察や自治体、関係団体と連携し、悪質な災害便乗商法に対する啓発活動および保険金の不正請求の排除に向けて、鋭意取り組んでまいります。



渭原PTリーダーによる進行



情報交換会の様子